

会 議 記 録

会議名称	第66回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成29年3月28日(火) 午前9時31分～午前11時06分	
場所	区役所第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員名	柳下会長、竹内副会長、中川委員、岩渕委員、植田委員、岡村委員、 齊藤委員、鹿野委員、清水委員、住田委員、内藤委員、花形委員、松木委員、 山崎委員、渡辺委員、増田委員、金子委員 (17名)
	区側	副区長、環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、 方南支所担当課長、都市計画課長、調整担当課長、建築課長、 狭あい道路整備担当課長、みどり公園課長、
傍聴者数	0名	
配付資料等	事前	第65回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について
	当日	席次表 次第 (写) 杉並区環境基本計画の改定について(諮問) 環境基本計画の改定について (写) 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について(諮問) 一般廃棄物処理基本計画の改定について 計画改定 スケジュール案 「(仮称)杉並もったいない運動」の推進(食品ロスの削減) 大規模建築物等の報告
会議次第	1 議事内容 確認事項 第65回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案)の確認 諮問事項 「杉並区環境基本計画」の改定について 「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の改定について 報告事項 「杉並区みどりの基金」の運営状況について 平成28年度 大規模建築物等に関する報告 その他 「(仮称)杉並もったいない運動」の推進について	

<p>発言者</p>	<p>第66回杉並区環境清掃審議会発言要旨 平成29年3月28日(火) 発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>皆様、おはようございます。 定刻になりましたので、環境清掃審議会を開催いたします。 初めに、本日の委員の出欠状況ですが、ただいま16名のご出席をいただいております。過半数の定足数に達しておりますので、第66回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しております。 なお、本日の傍聴者は、現時点でいらっしゃいません。 それでは、会長より開会宣言をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから第66回杉並区環境清掃審議会を開会いたします。 では、今日の議題につきまして、事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>本日は、皆様のお手元の次第にありますとおり、はじめに、前回の会議録(案)の確認をお願いします。 次に、杉並区長から「環境基本計画」と「一般廃棄物処理基本計画」の改定について諮問をさせていただきます。 続いて、検討部会の設置等をお諮りします。 その後、2件の報告をさせていただきます。このような予定です。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。 それでは、早速議題に入りますが、最初に確認事項ですが、前回の第65回審議会の会議記録です。お手元に(案)がついたものがございますが、よろしいですか。 ご確認いただいたということで、これは(案)を取り確定させていただきます。 次は諮問に移ります。</p>
<p>環境課長</p>	<p>本日、杉並区長は、他の公務がございます。副区長から諮問をさせていただきます。 はじめに、「環境基本計画の改定について」を諮問させていただきます。</p>
<p>副区長</p>	<p>おはようございます。副区長でございます。 では、諮問文を読み上げさせていただきます。 杉並区環境清掃審議会会長様 杉並区長 田中良。 「杉並区環境基本計画の改定について(諮問)」 杉並区環境基本条例第9条第5項及び第8項の規定に基づき、下記のとおり諮</p>

<p>環境課長</p>	<p>問します。</p> <p> 諮問内容、杉並区環境基本計画の改定について。</p> <p> 諮問理由、「杉並区環境基本計画」は、平成25年11月に改定したところであるが、国・東京都の動向や社会情勢の変化に的確に対応するため改定する必要がある。</p> <p> 答申予定時期、平成29年10月。</p> <p> 以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p> 続きまして、「一般廃棄物処理基本計画の改定について」を諮問させていただきます。</p>
<p>副区長</p>	<p> 杉並区環境清掃審議会会長様 杉並区長 田中良。</p> <p> 「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）」</p> <p> 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第4条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。</p> <p> 諮問内容、杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について。</p> <p> 諮問理由、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」は、平成25年7月に改定したところであるが、国・東京都の動向や社会情勢の変化に的確に対応するため改定する必要がある。</p> <p> 答申予定時期、平成29年10月。</p> <p> 以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>環境課長</p>	<p> ありがとうございました。ただいま、副区長が読み上げました諮問文について、今、会長のお手元にお渡ししたところです。</p> <p> では、副区長から一言、挨拶を申し上げます。</p>
<p>副区長</p>	<p> 改めまして、おはようございます。</p> <p> 本日は、年度末、大変ご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p> ただいま、「杉並区環境基本計画の改定について」及び「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」を諮問させていただきました。いずれも、環境分野における重要な指針となるものでございます。さまざまな観点から、皆様のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p> 区では、「杉並区実行計画」を定めて、さまざまな事業施策の推進に努めているところでございますが、この実行計画につきましても、区政を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して、本年1月に改定をしたところでございます。</p>

<p>環境課長</p> <p>会長</p>	<p>さて、環境分野におきましては、昨年11月にパリ協定が発効し、温室効果ガスの実質的な排出をゼロとする目標の達成を目指して、世界の動きが活発化しつつあります。さらに、国や東京都において、新たな温室効果ガス排出削減目標を打ち出しました。</p> <p>こうした中、基礎的自治体である杉並区も地球温暖化対策の取り組みを推進しなければならないと考えております。</p> <p>また、循環型社会を形成するための取り組みでは、区民の皆様のご理解も進み、一人1日当たりのごみ排出量は、5年連続で23区中最少となっておりますが、さらなるごみの減量をどのように進めていくかを模索しているところでございます。</p> <p>審議会委員の皆様から、さまざまなご意見をいただき、計画に反映していきたいと考えております。</p> <p>ご多忙とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>恐縮ではございますが、副区長はこの後、別の公務が控えておりますので、ここで退室をさせていただきます。</p> <p>これから少し議論をしますが、審議会の委員の方の中で、現在の「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の審議に関わったことのある方は、何人ぐらいいらっしゃいましたか。Jさんはそうですね。Cさんもそうですね。</p> <p>去年、審議会委員の改選があり、1年間は審議会の中でいろいろな報告事項を検討したりしました。そういう意味合いで言うと、杉並区としての環境政策をどのような方向にもっていったらいいのか、どのような問題があるのかということに関するレビューと、これからのプログラムづくりという、諮問を受けた審議会としての議論というのは、初めてになります。</p> <p>ということで、今までとは少しステージが変わってきたということ、皆さんのほうで、ご確認いただきます。</p> <p>「環境基本計画」については、1993年に「環境基本法」ができ、その中で初めて、国として行政として「環境基本計画」というプログラム規定を入れ、目標を立て、目標を着実に実施するための体制を整えました。</p> <p>それを受けて、全国の自治体が、それまでの公害防止条例のような条例を改め、新しい環境基本条例のようなものを次々と誕生させました。杉並区もその一</p>
-----------------------	--

環だと思えます。その条例の中で、国の政策に準じて、地方公共団体のレベルでも「環境基本計画」という新しい政策手法、計画的な手法というものを、環境政策の中に投入しようという流れが日本の中に定着してきました。

ただ、計画的手法が、本当に日本社会に的確に根づいて、きちんとしているかどうかということに対しては、さまざまな評価があると思えます。

それから、計画という場合、都市計画とか土地利用計画とか、さまざまな計画がありますが、環境計画って一体何ですかという問題があります。

よく土木の関係などですと、最終的にそれが公共事業に結びついたり、予算に結びついたり、法的な処分に結びつくような計画が多いのですが、「環境基本計画」というのはどちらかという政策の方向づけです。

だから、計画に書いてあるから何か決定して、それで直ちに予算措置がされるとか、何か土地の収用に結びつくとかという話ではありません。

それから、行政計画というのは、一体誰を縛るのかというと、行政を拘束します。しかし、「環境基本計画」のときには、環境政策を立案し推進するのは、行政、事業者、住民、あるいはNPOであり、あらゆる主体です。一体、拘束されるのは誰なのかというあたりは、その計画のスタンスによって変えられる。

要するに、計画によって、縛るのは行政だけなのか、区民みずからも自分たちの問題としてここで縛ってしまおうとするのか。

この辺をどういうふうに扱うかというのは、かなりフリーハンドがあり得る。多分「環境基本計画」の条例を見ていただくと、そんながちがちに書いてあるかという、多分書いていないと思うのです。かなり自由度があるはず。

だから、皆さんも審議会の中でどのようなものにしたらいいのかというのは、議論があると思えます。

もうひとつ、「一般廃棄物処理基本計画」についてもお話しします。

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法に基づくものです。日本には、廃棄物に関しては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」という法律が、昭和45年（1970年）にでき、その後、改定もなされてきておりますけれども、基本的には構成は変わっておりません。

ご存じのとおり、廃棄物というのは一般廃棄物と産業廃棄物というのがあります。産業廃棄物というのは、事業活動に伴って出てきた特定のものを産業廃棄物と言っており、それ以外のものを一般廃棄物、いわゆる「ごみ」と言っています。し尿も入っていますが。

環境課長	<p>日本の法律では、ごみに関しては、地方公共団体にその責任があるとなっているのです。要するに、一般廃棄物は、家庭だけでなく、大学でも商店でも出ますが、最終的に処理するのは誰かということは別として、どういう処理をするかという方針は、地方公共団体が定めなくてはいけない。地方公共団体が、一般廃棄物処理計画を定めなくてはならないということが、法律に定められています。排出された廃棄物をどういう方針で、どういう目標で、どう処理するのか。それに伴い分別はどうするのか。住民に何を協力してもらうのか、あるいは廃棄物施設整備はどうするのかということを、法律に基づき計画を定めるのです。</p> <p>今回2つの計画改定を審議しますが、性格が若干違います。しかし全然別物かというのと、そうではなく、その関係性は後で事務局からご説明いただきます。</p> <p>審議会としていよいよ、諮問を受けて、今後、半年間、体系的な検討を行って、何らかの形で審議会としての答えを出して、区長に答申という形で、審議会としてはこう考えます、あとは区長が的確に対応をお願いいたしますという、行為を秋に行いましょうという話だったと思います。</p> <p>ということで、いよいよ始まりますので、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>事務局から、今回の諮問について、背景、その他についてお話をいただければ大変ありがたいと思います。</p> <p>今、皆様のお手元に諮問文の写しと、それから会長が少し触れていただきました、この審議をどういうふうに行っていくかというスケジュール案などが席上にあるかと思います。</p> <p>まず、審議の進め方ですが、計画改定スケジュール案を、お手元にご用意いただけますでしょうか。</p> <p>ごらんいただいたように、結構タイトですが、事務局といたしましては、この審議会のもとに10名程度の部会を1つ設置し、その部会において、2つの計画改定についてご検討いただきます。部会での検討結果は適切な時期に、この審議会に報告をしていただくという形を考えております。</p> <p>答申をいただくまでの期間が短いため、部会の開催頻度は月に1回、1回の会議が大体3時間程度を想定しております。</p> <p>部会のメンバーについては、会長と副会長、そして審議会委員の皆様の中から参加を募りたいと考えております。総勢で大体10名程度とさせていただきたいと思います。</p> <p>本日、後ほど確認をさせていただきたいと思いますが、難しい場合には、後日</p>
------	--

ご連絡をいただき、最終的には会長と事務局とで調整をさせていただきたいと思
います。

ではまず、環境課長である私から、「環境基本計画」改定の基本方針などにつ
いて、今、区は何を考えているかということについて、ご説明いたします。

席上にお配りをいたしました資料の「環境基本計画の改定について」をご覧く
ださい。

私どもが考えております、この改定の基本方針は、1つ目が環境基本条例9条
に基づく、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも
貢献していくための計画及び環境配慮行動指針とする。

2つ目は、さまざまな区の行政計画との整合性を図るものとする。

3つ目は、この「環境基本計画」には、法令に基づく以下の計画の一部又は全
部を包含する。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく温室効果ガスの排出
の抑制等を行うための施策を定める「地方公共団体実行計画」。

そして4つ目は、平成25年6月に策定した「杉並区地域エネルギービジョン」
に基づく対策と、それから「環境基本計画」に定める地球温暖化対策としての温
室効果ガスの排出抑制等の施策を一体的に推進する必要があると考えております
ので、地域エネルギービジョンは、環境基本計画に盛り込むこととしておりま
す。

この計画の期間は、平成30年度から平成33年度までの4年間といたします。

次に、現計画の目標と達成状況につきましては、前回の環境清掃審議会におい
て、平成28年度「環境白書」の報告の中で主立ったところをご説明したところで
す。そして、質疑応答をさせていただきました。

そのとき、ご説明させていただいたのは、区内のエネルギー消費量は年々減少
している。それから、再生可能エネルギー等の発電量は、年々増加しているとい
う状況がある。また、例えば神田川の水質ですとか、大気ダイオキシン類の環境
基準値もクリアしている。

ただ、一方で、道路交通騒音については、環境基準をクリアしている地点が
二、三割であったり、また、区民意向調査による騒音や排気ガスなどが少ないと
思う割合は6割程度で推移しているというような状況です。

今般の「環境基本計画」において、特に検討させていただきたいと考えているこ
とは、「環境基本計画」の基本目標Ⅰにあります地球温暖化防止への取組です。

<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>国や都が温室効果ガスの新たな削減目標を定める中、杉並区における温室効果ガスの目標値をどう定めていくのか。また、リアリティーのある目標の設定はどうかという事です。</p> <p>このほか、基本目標Ⅳでは、魅力ある快適なまちなみをつくと掲げておりますけれども、環境清掃の分野からこういったアプローチをした方がいいのかなどについて、重点検討の一つと考えているところです。</p> <p>「環境基本計画」の改定に関する補足説明は、以上です。</p> <p>次は、「一般廃棄物処理基本計画」について、担当課長から補足をさせていただきます。</p> <p>私から、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の改定について、説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど、諮問にもありました諮問理由等、確認をしていただくのと、あわせて計画改定ということで、資料もお配りしております。</p> <p>こちらの計画については、平成25年7月の改定から3年以上が経過して、改定された実行計画などと整合性を図るとともに、社会情勢の変化に的確に対応する必要があることから改定をすることになっております。</p> <p>改定の基本方針ですけれども、4つ示しております。</p> <p>先ほど会長からありましたが、この計画というのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画です。</p> <p>それから、先ほど環境課長からもありましたが、「基本構想」、「総合計画」、「実行計画」、「環境基本計画」等との整合性を図っていく必要がある。</p> <p>また、平成25年7月の改定から、社会情勢などが変化をしている中で、区でも喫緊の課題として認識しているのが、食品廃棄物の対策。そして、災害廃棄物の取り組みということ、今回の計画の重要な位置づけとして定めていきたいと考えているところです。</p> <p>清掃・リサイクル政策の基幹的な計画として、計画事業を体系的に取りまとめ、毎年定める「処理実施計画」にも反映をさせていく形になる予定です。</p> <p>計画の期間については、平成30年度から平成33年度ということで4年間となっております。</p> <p>こちらの計画ですけれども、今、皆さんの手元に厚いバインダーがあるかと思えます。こちらに一般廃棄物処理基本計画がつづられております。この中で、目標が掲げられています。大きな目標としては、ごみ量ということで、計画の7ペ</p>
-----------------	--

ージに書いてございます。

平成22年度、基準年度とありますけれども実績が548 g、平成29年度の目標が490 g、それから平成33年度の目標が460 gとなっております。490 gというのは、既に平成27年度の実績で達成している状況にあります。

また、資源回収率ということで、平成22年度の実績が26.6%で、平成29年度の目標が30%、それから平成33年度の目標が33%としています。このごみの減量と資源の回収率を上げていくということ、大きな目標とした計画になっています。

さらに、その次のページで「目標達成に向けた取組」で、更なるごみの減量という項目で、幾つか取り上げさせていただいております。

1番が生ごみ減量対策の推進、2番が事業者による廃棄物の減量促進、3番が拡大生産者責任推進の働きかけ、4番がごみの適正排出の徹底、5番が事業系ごみの適正な排出のための周知を掲げています。

また資料が飛んで恐縮ですけれども「環境白書」の28ページから「1-10ごみの減量に関する意識啓発」から始まりまして、違う分野もありますけれども、「1-21区施設からのごみの排出抑制」までが、このごみの減量に関する取組状況となっております。

この中で、意識啓発、先ほどの取組の中にもありましたけれども、広報紙や「ごみパッケン」という清掃の専門紙がありますので、そういったものを発行して普及啓発に努めているところと、「1-12生ごみ減量対策の推進」で、コンポスト、それから生ごみ処理機の普及啓発があります。ただ、こちらは平成29年度から、コンポストは申請件数が少ないということもありまして、生ごみ処理機に特化した助成内容へ変更している状況があります。

それから、集団回収の支援ということで、町会自治会には単価を1円上げるというような取組をしながら、集団回収団体数の増を目指して取り組んでいるところです。

さらに、資源化ということで、平成25年4月からは、粗大ごみから金属を回収して資源化するとか、平成25年10月からは、小型家電15品目の拠点回収ということを始めしています。

さらに、平成26年からは、不燃ごみの中から有用金属類を回収して再資源化する事業を行っている状況です。

こういったごみの減量の普及啓発、意識啓発、それから資源回収の推進をする

	<p>といった取り組みを進めていくということを含めながら、先ほど申し上げた生ごみ減量の中で、食品ロスの削減、食品廃棄物対策を盛り込みながら、さらに災害対策、今、東京都でも災害廃棄物処理計画のパブリックコメント等やっている状況もありますので、そういった内容も踏まえて、できる限りこちらの計画の中に盛り込めればと考えているところです。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>全般を通じて、私から確認しますが、現在2つの計画があって、それぞれ平成25年から平成33年というのが目標年限になっていて、諮問文を見ましても、平成33年というものを、一応の念頭に置かれているようです。そういう面で言うと、現行計画の期間というものを超えた、枠組みを基本から変えるというよりも、現行の計画の後半部分を、その後の世の中の動向、その他の状況に合わせて改定をするという、一部見直しの計画改定の諮問だと理解してよろしいのですか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>今、会長がおっしゃったような考え方を持っているところでございます。</p> <p>基本的には、現行計画の見直しになろうかと思えますけれども、先ほど私のほうで少しご説明をさせていただきました温室効果ガスの削減などの喫緊の課題があります。こういったところには、重点的に取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>諮問をいただきまして、その諮問の背景になるさまざまな背景資料、説明等がございましたので、少しこの諮問の内容及びこれからの進め方に関して、皆様のほうでご意見なりご質問なりあれば出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>D 委 員</p>	<p>今もご説明の中に東京都のお話もちよっとありましたけれども、後半部分の見直しということで、私も平成33年度に向けてそうだと思います。ただし、いろんな環境問題は世界的にもいろいろ動いていますし、それから特に杉並区とはいつでも、隣に中野区がありますし、練馬区もあるし、全体としては東京都の中の杉並区ですので、特にこの見直しについて、東京都の取り組みとか他の区の取り組みとの連携というのは、何か具体的に今、お考えはあるんでしょうか。その辺をお聞きしたいんですけども。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>今、具体的な絵は頭にありませんが、ただ、例えば先ほど来申しておりますよ</p>

	<p>うに、喫緊の課題である温室効果ガスの目標値のあり方とかどうするのか、委員おっしゃいました杉並区というのは住宅都市でして、中野区も同様に、練馬区も同様な性質を持っています。</p> <p>最近、他の22区も、徐々に「環境基本計画」の見直しを行っております。こういったところの情報を、私ども、常日ごろリアルタイムでつかんでおります。それと、この前改定した東京都の計画、それとの整合とか、繰り返して恐縮ですが、東京都全体で見ることも必要でしょうし、それから住宅都市である杉並、このエリアは何をやっていくべきか、何ができるのかということだと思っております。</p> <p>こういったところも、これから皆様にご審議いただく中で詰めてまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>D 委員 会 長 ごみ減量対策課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>清掃の分野で申し上げますと、この10月に、杉並清掃工場ができて上がります。ごみの収集、運搬などが大きく変わってきます。今まで自区内処理ということがあったのですが、今は杉並区の工場が稼働していないため、他の工場でその処理をお願いしています。</p> <p>今度、杉並清掃工場ができれば、杉並区内のごみだけではなく、他区のごみも入ってくる場合もあり、さまざまな影響があります。区民生活にも大きな影響があると考えておりますので、丁寧な周知を行ってまいります。今後も、新しい工場ができてからのつながりは、当然踏み込んで検討していかなければならず、東京二十三区清掃一部事務組合との連携が必要になってくるかと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがですか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>C 委員</p>	<p>すみません、よくわかっていなくて、質問です。</p> <p>環境基本計画改定の(3)のところにあります温室効果ガス排出抑制等を行うための施策を定める地方公共団体実行計画、これを一部、または全部をというふうに書かれているんですが、もともと、この実行計画というものがどういったもので、どういったことを定めなければいけないのか。どの範囲までを、それこそ杉並区だけの話を書くのか、連携を書くのか。どういう書き方になるのというのが全く見えていないので教えてください。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>少し説明が不足して申しわけございませんでした。</p>

<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>これは、地球温暖化対策推進法というのがありまして、この中には、事業者として自治体がどのように地球温暖化対策を行っていくかというのを定めなさいというのがあります。現行、杉並区はこのうちの一事業者として「事務事業編」というのを持っております。この区役所がどれだけ環境負荷に考慮した日々の運営をしていくかというようなことを、例えば細かいところですけども、グリーン購入するとか、節電をどうしていくのかななどを定めています。</p> <p>もう一つ、この実行計画の中には、努力規定ですが「区域施策編」をつくりなさいというのがあります。今、杉並区はそれを持っておりません。区域施策編というのは、区民の方、あるいは事業者の方が、どういうふうに地球温暖化対策に取り組んでいただきたいのかということ、定めるものです。これを定めている区もあれば、杉並区のように定めていない区もあります。</p> <p>これについて、今般の見直しの中で、どこまで盛り込めるかは、皆様との審議の内容によりますけれども、議題の一つとしたいと思っております。</p> <p>「エネルギービジョン」との関係も、説明していただけますか。</p> <p>「杉並区地域エネルギービジョン」というのは、「環境基本計画」の中にも、地域エネルギーについては多少触れていますけれども、別冊で設けておりました。</p> <p>これは、東日本大震災のとき電力制限が初めて出るというときがあり、杉並区は影響なかったのですが、計画停電とか、そういったところから、杉並区という一自治体として、これからのエネルギーについてはどうしていったらいいだろうというのを検討しました。</p> <p>それで、「地域エネルギービジョン」というのをつくったのですが、この中で、実際行っているものは、震災救援所となる小中学校の体育館のエネルギーをどう確保していくかというところ。例えば太陽光パネルや蓄電池を学校に設置するということは、この「地域エネルギービジョン」の中でうたっていて実施しています。</p> <p>ただし、その中には、杉並区を面として捉えて、そこからエネルギーを生み出すというようなことも、記載されておりました。私どもは、この計画をもとにさまざまな施策を実行する中で、杉並区ができることは何かを考え、毎年予算をつけて、そして事業を具体化してきました。</p> <p>ですから、東日本大震災を契機とした「地域エネルギービジョン」をつくったのですが、実際、この間に杉並区は何ができるかというのは、かなり整理をして</p>
------------------------	---

<p>会 長</p>	<p>きたところ です。</p> <p>今回の改定に合わせてまして、このエネルギーについては、この「環境基本計画」の中であわせて定めていきたい。</p> <p>なぜかといいますと、この地球温暖化対策とエネルギーとの関わりは非常に重要なところで、今回の「環境基本計画」の改定は、地球温暖化対策をどうするかというところを、かなり重点的に考えていかなければいけないと思っておりますので、エネルギーに関してと、それから地球温暖化対策については、密接な関連がございます。</p> <p>そうしたところから、今回の見直しの中で「環境基本計画」とあわせてやっていきたいという趣旨でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>多分、こういうことだと思います。温暖化問題に関しては、いろいろと国の制度、国でも環境省の政策、資源エネルギー庁の政策、そういったものがやや錯綜して、その錯綜の中で自治体がどう受けとめたらいいかというのは、なかなかすっきりしていなかった部分がこれまであったのですが、今回のお話し聞いていると、この「環境基本計画」という中で、そういうようなものの整理をちゃんとしよう。一元的にきちんとやろうという話ですよ。これはあれ向け、あれはあちら向けとかいうのはやめ、すっきりさせようというお話のように思います。</p> <p>ですから、確かに温暖化に関して、パリ協定が平成26年11月に発効して、いよいよ大変だということはわかるのですが、一方で、平成33年ですから2021年ですよ。2021年という当面の問題で、どのように扱うかというのは、なかなかこれは厳しい話で、ご存じのとおり、国も計画をつくっているのですが、目標は、当面は2030年と言っているわけですから平成42年か。とにかく十何年後なのです。</p> <p>2020年というのは一応書いてあるけれども、それは通過点みたいな考え方ですので、なおかつ2050年という大きな、日本社会をどのようにするのかという、基本的な針路をどうするのかというような議論もしなくてはならないということで、この3月1日、3月16日と、中央環境審議会での日本の進路をどうするのかみたいな議論もやっているのです。</p> <p>一方で非常にダイナミックな議論を行いながら、現実、この杉並区という区域の中でどうするかという、かなり理想が違う議論をしなくてはいけないという、非常に志は大きく。しかし、現実には杉並区の中で議論することは、どこまで議論するんだという、なかなかややこしいというか、皆さん、この数カ月間で議論し</p>
------------	--

	<p>なければならぬ、そういう問題があるんだということを、一応知っておいていただければありがたいです。</p> <p>議論は大きく、しかし現実を書くことは現実を踏まえざるを得ないという、こういう話だと思います。</p> <p>ほかに何かいかがでしょうか。いろいろとご質問なり、疑問点など。</p> <p>どうぞ。</p>
E 委 員	<p>1点だけ、部会の関係についてお尋ねしたいんですが、10名という人数を、会長、副会長及び学識経験者でもう4人ですよね。事業者になるべく団体の方、それからあと区民の、というか、町会連合会の方まで含めると、人数的に部会10名という人数に抑えたという意図がちょっとわからないんですが、今日、ご出席されている方たちだけ見ても、簡単にそういう事業者になり得る大きい組織、それから町会という人たちのお力も借りなくちゃならないという形で考えていくと、ぱっと見ただけで10名で本当に足りるのかな。本当に浸透して、杉並区はこれから新しい事業をやろうというスタンスをとるのに、その人数で部会の構成というのは成り立つのかなという疑問があったので、質問させていただきました。</p>
環 境 課 長	<p>私どもが、思い描いていたものは、機動的にやらせていただきたいというのがあります。それから、時間に限りがあるというところもあります。</p> <p>そこで、学識経験者の先生方ですが、これは恐縮ですが、会長と副会長というように、2名の方というイメージで考えております。</p> <p>ですから、例えば10人とすれば、8名の方が、今、委員おっしゃったように、さまざまなバックボーンを持った方に参加していただくというのを考えています。大体合計で10名超えてもいいです。11名でも、12名でも。</p> <p>ただ、その中には、当然、公募区民の方も入る枠もあるだろうというイメージは持っております。</p>
環 境 部 長	<p>ちょっと補足です。後ほど詳しくご説明しますが、10名というのは、最初にまづおおむねの10名ということで、限定はしていないということです。</p> <p>会長、副会長には必ず入っていただいて、その他の方は全ての方を対象として、手挙げ方式でやっていきたいということです。その全ての方というのは、会長、副会長を除いた2名の学識経験者の方も含めて、全ての方を手挙げ方式でやっていきたい。</p> <p>先ほどの、それだけで、部会だけで大丈夫かということなのですが、これは前回もそうだったのですが、部会で固めていただいたことを全体会できちんとオー</p>

<p>E 委 員 会 長 E 委 員</p>	<p>ソライズして、確認をとっていきたいと思っておりますので、あくまでも部会は集中的に、日程の都合等もありますので、集中的に参加できる方で中心に動かして行って、全体でそれを確認する作業をした上で、答申をまとめるという形になっていくということです。</p> <p>よろしいですか、会長。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>E 委 員</p> <p>環 境 部 長</p>	<p>本気なのかなという気がしました、今。なぜ本気なのかなといいますのは、基本構想をつくって、その基本構想をそのとおりにできるような形で情報の提供を受けたり、あるいは周知徹底を図ったりというような人たちで、本気になったこの4年間の計画をつくっていきましょうよ。そして、杉並区民の方たちのご協力もいただき、事業者のご協力もいただきやってみようよというスタンスがあるんだったら、その委員の方を挙手で、私やりますで、決めるべきでないと思いますよ。</p> <p>その方たちが案を練りました。じゃ、それしましょうといたら、例えば、商店会連合会に組織の人たちに徹底する内容もあるし、それから報告して意見を吸収する必要もあるわけですよ。それをとっていない段階での情報をもとにして、部会をつくり、こういう計画にしようよという形でもっていったら、絶対にうまくいかないですよ。</p> <p>だから、本来は挙手ではなくて、こういうことをして、こういう形をこの4年間に築き上げていきたいんだ。その力を借りるために、こういう組織の方、こういう組織の方、こういう組織の方にこんな形で知恵を出し、この基本の改正案が密着した形ででき上がるように、お力を貸していただけませんかという形でもっていくべきだと思います。会長のご意見もあると思いますが、それはやむを得ないかもしれませんが、私個人としては、そうあるべきじゃないかなと思います。</p> <p>おっしゃるとおりでして、本来であれば、区から、この団体、この団体と申し上げてお願いしていくというのも一つの方法かとは思いますが、しかし、先ほど来申し上げたとおり、ここの団体、本来であれば全員で、毎月、場合によっては月1回というふうに部会をやっていきますけれども、スケジュールによっては、それ以上のこともお願いしないといけないというような状況もある中で、やっぱりそれぞれの方のスケジュールだとか団体の出てきた形の経緯もありますので、そこはお酌み取りいただいて、今、E委員がおっしゃったようなことも含めて、それぞれの方にお考えいただき、ぜひ、できるだけ多くの方に参加していただきたい。それがおおむね10名程度という、一定の仕切りをとりあえずつけさせていた</p>

	<p>だいたということ。そして出てきた内容を見て、また会長、副会長と相談させていただいて、今のご趣旨を踏まえた上で、手が挙がってこないところにも、場合によってはお願いするケースもあるでしょうし、そういったことを考えているということです。少し言葉足らずで申しわけございませんでした。</p> <p>委員の属性を見ると、個人として参加している方と、団体の代表で参加している方がいらっしゃるわけであって、公募委員の方だとか学識の方は個人ですね。自分が出なかつたら、誰か代理がいますという話ではないですね。</p> <p>ところが、町内会だとか商店会だと、個人での出席ではないですね。組織の代表です。だから、組織の代表として入った場合に、確かに月に1回、1回につき3時間というのが、必ず出たいけれども、その個人の都合では対応できないときに、でも組織としては出たい、出なければならない。こういうお話ですね。</p> <p>この辺のやり方というのは、組織というか、メンバーの属性に応じて、少しフレキシブルにしないと、なかなか一概には、全部個人なのだという扱いではできないかもしれません。</p> <p>だから、そこはどうでしょうか。個人で参加する場合と、どうしても組織を代表して部会に出たいという場合の扱いはどうするかというあたりは、個々に…。</p> <p>多分、区役所の事務手続上はいろいろとややこしいのですよね。区役所の事務手続上は、全部個人でしょう。どうなのですか。</p>
環境部長	<p>要は、団体で出てきた場合に、不都合なときに代理を出せるかという話だと思います。最終的には、もしくは、別の方をその団体から部会に。</p>
会長	<p>あるいはオブザーバーとかね。</p>
環境部長	<p>ええ。そういう形だと思うのですが、それは詳細な規定を見ないといけないと思いますけれども、恐らく会長の判断で、関係者を呼ぶことができるというような形があると思いますので、そういったところで考えていきたいと思っております。</p> <p>どちらにしても、きょうの時点ですぐに人を決められるとは思っておりませんので、手挙げと申し上げましたが、各委員の意向を踏まえた上で、正副の部会長と会長、副会長と相談した上で、最終的に早急にメンバーは確定させていただきたい、このように考えているということです。</p>
環境課長	<p>この審議会条例ですが、第6条に、委員以外の者の出席などという項がありまして、調査、審議のために必要があると認めるときは、その方を呼んで意見を聞</p>

<p>会 長</p>	<p>くこともできる、これは会長のご判断でやるということは可能です。</p> <p>実際、構成するときに、手挙げて個人がたまたま手を挙げた人というような言い方というよりも、意思を問うということですよ。個人として意思を、あるいは団体として意思を問う。その意思を尊重して構成メンバーを決めましょう。</p> <p>その場合に、団体の場合には、個人の都合だけではなかなか対応できない場合はどうするかという、そのあたりのルールを考えるということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>E 委 員 会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>どうしますか。一応審議会の諮問と進め方について、ある程度ご意見が出まして、ご説明もいただきました。事務局からは今ここで参加の意思を問うてみたらいかがですかという提案がありますが、どうしますか。この場で、今やったほうがよろしいですか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>会長とそれから事務局のほうで、ちょっと預らせていただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうですか。</p> <p>どうですか、きょうのお話は、全員はいらっしゃらないですが、今ここで明快に態度を表明しなくてもよろしいですが、出ようという意思がある方、いらっしゃいますよね。会長、副会長2人でやるかというような、そういうわけにはいかないのです。いかがですか。後でも、もちろん構わないですが、意思ございますね。どうですか。</p> <p>少なくとも3人はいらっしゃる、4人、5人、だんだん挙がっていますね。</p> <p>前回は非常に熱心にやっていただいた記憶がありますので、多分、10人ぐらいにはなるものと。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>既に、今、参加のご意思をさまざまな団体から手を挙げていただいたところで、ただ、きょう欠席していらっしゃる方もいらっしゃいますので、先ほど申し上げましたように、会長と事務局で預らせていただいて、また逆に、こちらからお願いをするということもあろうかと思っておりますので、そういった形で進めさせていただきたいと存じます。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>会長、もう一度お手を、今この時点でお手を挙げていただいて、先ほどお手を挙げていただいた方を確認させていただきたいと思っております。もう一度お手を挙げて</p>

<p>会 長</p>	<p>いただけますか——ありがとうございました。</p> <p>では、今後、事務局で調整をしていただいて、できるだけ早く体制を整えるということになりますね。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ありがとうございました。あと、よろしいですか。</p> <p>会長、あわせて、ごみ減量対策課長からのご説明を。</p>
<p>会 長</p> <p>ごみ減量対策課長</p>	<p>今回の、「一般廃棄物処理計画」の中で、特に重点的に議論をしたいというところについて、少し担当の課長からお話があるということです。お願いします。</p> <p>別途資料をお配りさせていただいております「(仮称)杉並もったいない運動」の推進(食品ロスの削減)を「一般廃棄物処理基本計画」の中でも、少し重点的に考えていきたい。区でどのような形で進めていけばということも含めて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>区では、平成29年度に、食品ロスの削減に向けた取組を推進していきます。これは「1取組方針」のところに書いてありますけれども、国民運動として食品ロス削減に向けた取組が展開されています。</p> <p>後ろに農林水産省で作成している資料を添付しましたので、後ほどご確認いただければと思っております。これだけ多くの食品ロスがある中で、国を挙げて取り組んでいます。</p> <p>東京都の計画の中でも、そういったことがうたわれています。杉並区においても地域イベントでの「フードドライブ」として、3月26日「蚕糸の森まつり」で取り組んだところです。</p> <p>それから、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」。福井県主催でやっています、全国で多くの自治体が参加しているところに、杉並区も参加しています。</p> <p>そういったところで、清掃分野の主要施策として、「(仮称)杉並もったいない運動」を推進していきたいと考えているところです。</p> <p>では、この運動の推進体制をどのような形でというところを、2番に書かせていただいております。</p> <p>運動の推進に当たっては、行政主導ではなく、地域に根づいたものとしていくため、区内の消費者、事業者、それから環境団体などと連携、協力をしていく必要があると考えています。</p> <p>環境清掃審議会の委員のうち、団体を出身母体とする委員による「食品ロス削減運動の進め方検討部会」というのを設置させていただければと思っております。</p>

<p>会 長</p>	<p>す。こちらは、進め方ということなので、2回程度の開催です。どのような形でやっていくかなど取組の方向性を決めていくのは、部会の中で議論して実際の推進組織「（仮称）もったいない運動」推進委員会を立ち上げて進めていければと考えているところです。</p> <p>「一般廃棄物処理基本計画」の部会の検討もありますけれども、それとは別に、食品ロスに限った部会を、環境清掃審議会のもとに一度立ち上げさせていただいて、実際には、この推進委員会が、推進母体となって活動していくということをイメージしています。 私からの説明は以上です。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>先ほど審議会のスケジュールがあったと思いますが、少し確認ですが、この審議会の議論のスケジュールの中で、これをこなそうということになりますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>計画改定のスケジュールの4月、5月からとありますので、そのタイミングに合わせて、その食品ロスの部会も立ち上げて、早急に議論をして、推進委員会の立ち上げのところを整理していきたいと考えているところです。</p> <p>いわば、「一般廃棄物処理基本計画」の中で、少し重点的に食品ロス問題というものを、区としては力を入れたいという、意思の表明があって、そのためには、単なる計画の部会だけではなくて、その問題単独の部会を、さらにつくって、推進する。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>これは、逆に言うと、計画をつくった後、その取組をどうやって進めるかというようなことも展望があるということでしょうか。計画をつくったら終わりというのではなくて。</p>
<p>会 長</p>	<p>計画は計画として、食品ロス削減の取組の方向性、そういったところを示していく必要があるかと思います。</p> <p>まず食品ロスの部会というのは、どのような形で進めていくかということの推進組織の立ち上げと、その方向性を議論していただきたい。</p> <p>実際はその部会ではなく、部会で了承いただいて推進委員会というのを作り、の審議会委員のメンバーに限らず、いろんな出身母体の方がいらっしゃるの、そちらを中心に、今後の取り組みを進めていく。</p> <p>そちらで出た内容だとか、決められたことについては、当然、この審議会の中にも随時報告をさせていただく形がとれればと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>いわば、「一般廃棄物処理基本計画」の目玉を先取的に事務局から提案があったという気がいたしますが、こういったものを、いずれ推進委員会みたいな形でやりたいという意思がありました。</p>

C 委員	<p>何かご質問ありますか。ここの確認しておきたいこと。 どうぞ。</p> <p>すみません、素人でよくわからないんですけども、イメージとしては、最終的には「環境白書」の取り組みがありますよね。区はこういうことを行った、何年度、何%達成というものの一つをつくっていく会というふうに思っているのでしょうか。</p>
ごみ減量対策課長	<p>あくまでも部会ですが、この図に書いてあるのですけれども、どのような形で食品ロス削減についてのテーマを議論していくかということについての進め方を、審議会のもとに設置される部会で議論をしていただきたい。</p> <p>その了承を得た上で、推進委員会を立ち上げて、もっとフレキシブルな形で、いろんな団体の方を含めて進めた方がより実効性もあるし、その方向性を決めるようなこともしていくのは、そういった組織のほうがいいのではないかと考えているところです。</p>
会 長	<p>なので、部会は2回程度の開催、実際の運動だとかというところは、その後に設置する推進委員会が担っていくということになるかと思います。</p> <p>これは、単なる計画づくりというよりも、区民運動として、それを取り組みに発展させたいという意味ですね。</p>
ごみ減量対策課長	<p>そのとおりです。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。どうでしょう。</p> <p>具体は、議論は4月以降の中で詰めていただくということになりますけれども、少なくとも事務局からはそういうような取り組みの方向を、皆さん、審議会のほうに投げかけたということでもあります。よろしいでしょうか。</p>
ごみ減量対策課長	<p>審議会というか、諮問の関係、その関係全般に関してよろしいですか。</p> <p>その進め方の部会の委員についても、会長と事務局のほうで調整させていただいて、お願いができればと思っております。</p>
会 長	<p>わかりました。</p> <p>では、そろそろ次のほうに移りたいと思いますが、以上、諮問関係、一貫して行ってまいりましたけれども、きょうは報告事項がありますので、報告事項2件について、お願いいたしたいと思います。</p>
みどり公園課長	<p>では、ご説明、お願いいたします。</p> <p>私からは、「杉並区みどりの基金」の運営状況について、ご報告させていただきます。</p>

資料をごらんください。

この報告は、杉並区みどりの基金運営要綱第3条の規定に基づき、環境清掃審議会に「みどりの基金」の運営状況を報告するものでございます。

基金の設置は、平成14年10月1日で、設置目的は、みどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるための基金でございます。

最初に、基金の現況ですが、資料のとおり、寄附の収支について設置当初から寄附額、収支等を一覧にしております。

平成29年2月末現在の寄附収支につきましては、(1)寄附の収支状況表の下から2番目、平成28年度の行に記載のとおり、127件、354万5,840円の寄附があり、利子はまだ未確定という状況です。また支出についても、現在調整中です。

(2)の寄附者の割合・使途状況ですが、寄附者につきましては、これまで53%が個人で、それ以外が47%。基金の使途としましては記載のとおりで、主に民有の樹木の保全で、保護樹木の補助金に充ててきています。

2番目の、今後の活用ですが、「みどりの基本計画」に基づき、主な使途をみどりの保全としておりますので、平成28年度は保護樹木等にかかわる賠償責任保険への充当を考えています。

また、あわせて、今後は区を代表する公園等の整備が進んでいますので、そちらのほうにも活用していきたいと考えています。

続いて、大規模建築物等の説明をさせていただきます。

私からは、大規模建築等の報告で、敷地面積3,000㎡以上の緑化計画に係る案件の報告をいたします。

今回は7件で、番号では、1、3、5、6、7、8、9です。場所につきましては、区内の地図をつけておりますので、位置等を確認いただければと思います。

また、各案件につきましては、表に示すとおり、受付番号のほか、建築用途、敷地面積などを記載しています。各表の下から2番目に、「環境基本計画との関係」を示しております、いずれもヒートアイランド対策の推進、緑化指導の充実、民有地もしくは区立施設の緑化推進です。

番号でいきますと、1番目は、荻窪園芸市場の跡地に特別養護老人ホームを建設する計画。3番目が、桃井第二小学校の建替計画。5番目が、宮前五丁目自転車集積所跡地及び隣地への老人ホームの建設計画。6番目が、民間社宅跡地への共同住宅、診療所等の建設計画です。7、8は、永福南小学校跡地への福祉施

	<p>設、体育館の建設計画。9番目が、新泉小学校跡地への特別養護老人ホームの建設計画で、それぞれ、それに伴う緑化計画です。</p> <p>各案件の環境配慮事項の部分に、緑化計画の概要を記載しております。保存できるものは保存に努めるよう指導しています。</p> <p>また、あわせて、接道部緑化、緑化面積、本数等については、記載のとおりで、基準を満たすよう指導しています。</p> <p>私のほうからは、以上です。</p>
<p>建 築 課 長</p>	<p>あわせて、大規模建築物等の報告の中で、大規模建築に関して、私から報告させていただきます。</p> <p>この大規模建築物というのはどういうものかといいますと、延べ面積が3,000㎡以上のものを大規模建築物としております。</p> <p>今回、この報告書の中の2、4、5、6、7、9の6件が、分類のところに大規模建築物と記載されておりますので、その部分が大規模建築物に該当し、今年度については6件、申請が出ております。それぞれ詳細はございますけれども、ポイントとしては、例えば2の大規模建築物、これがどういう形で環境配慮をしたかについては、環境配慮事項等に記載されております。それぞれの詳細については、お手元の資料をごらんになっていただきたいと思っております。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>まず、「みどりの基金」についていかがでしょうか。何か、ご質問、ご意見。</p> <p>「みどりの基金」は、非常に、これだけ見ていると、何となく頼りない感じがしないではないですが、予算上の措置、その他で、来年度以降も対応できるという見通しでよろしいですか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>ここ何年かは、保護樹木の補助金の2分の1に充当してしまして、700万円ずつぐらい減ってきています。</p> <p>昨年、区を代表するような公園等にに使わせてくださいということでの寄附を集めてきておりますので、寄附額についても、少し伸びてきています。</p> <p>民有の緑の樹木の保全は、例えば、損害賠償の樹木保険に切りかえたりしながら、保全を図っていき、区を代表する公園の整備に使っていきたいと考えておりまして、なるべく支出を抑えていこうかというようなことを考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほか、何かご意見いかがですか。基金の件。</p> <p>どうぞ、お願いします。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>この基金の現況を見ると、区債の、これは積立金ですか。5,000万円というの</p>

	<p>が、平成17年度、ここからどんどん毎年取り崩しているという考え方なんですかね、これ。費用的には、</p>
みどり公園課長	<p>そのとおりです。年々減っているという状況です。</p>
M 委 員	<p>「みどりの基金」ということで、運営をもっと幅広く展開すべきだと思うんですけども、区の資金を使うということが、やっぱりネックなんですかね。一般の寄附金がふえればいいんですけども、やっぱり区の補助金に頼るということで、今、見たように700万円ぐらいが保護樹林のためだけに使われている。何か余り意味合いがないんじゃないかなという気がするんですけども。</p>
みどり公園課長	<p>今まで基金は、寄附をいただくために、どのような使い方をするかというところで、いろいろと試行錯誤を踏んできたという経緯があると思います。</p>
	<p>当初は、緑化活動にかかわるような団体への補助活動費ということで補助していたという経緯があります。次に、屋上などの私有地の緑化の部分に充当していた経緯があります。</p>
	<p>ただ、屋上ですと、一般の方は見られないという状況もありまして、どのようにして皆さんからの寄附を募るかというところで、皆さんの総意を得やすいのは、みどりの保全だよねというところで、「みどりの基本計画」の改定の際に、保全のほうにシフトした状況です。</p>
	<p>ただ、樹林につきましては、色々なところで樹木の保全という話がされる中で、みんなが身近に感じやすいものだということで充当していったものですが、ただ、額としては大きかったというところでは。</p>
	<p>今後は、樹木保険という区内の樹木の保護樹木になっているものをオールラウンドにカバーできるというものがありますので、そういう樹木保険への充当に切りかえて、私有のみどりの保全ということを大切にしながら、支出を抑えていこうというふうに考えてございます。</p>
M 委 員	<p>1点あるんですけども、今、保護樹木の件で、非常に近隣のトラブルが多いんですよ。当然、落ち葉とか、そういう形で切ってくれ、そういう要求が、割と多分、区のほうにもいつているんじゃないかと思うんですけども、そういったことに、こういう基金が活用できるのでしょうか。</p>
みどり公園課長	<p>お困りの方に剪定費用として基金を活用するという事だと思っておりますが、現時点では個々の状況がいろいろありますので、この基金をダイレクトに剪定にというようなことは考えていません。</p>
会 長	<p>それでは、大規模建築物のほうも含めてお気づきの点、ご意見いかがですか。</p>

E 委員	(2)の中に入っている保護樹林補助金で4,573万1,000円という金額、これはどう いう金額なのか、教えていただけますか。
みどり公園課長	「みどりの基金」の(2)の2)民有の樹木保全のところの保護樹林補助金という ところで約4,500万円です。 これは、今までの合計額です。保護樹林の補助金に充当したものの合計額で す。
E 委員	大体、年間300万円前後ということですよ。
みどり公園課長	充当していますのが年間700万円ぐらいで、6年ぐらい充当しています。です ので、この金額です。
E 委員	それで、何に使われているのですか。
みどり公園課長	保護樹林の補助金を出しているのですが、その補助金の2分の1を基金から充 当しているということです。
会 長	ほか、いかがですか。
L 委員	この基金についてお伺いしますけれども、年度ごとにかなりばらつきがあるよ うに見えるんですけれども、いわゆるPR方法というんですか、この辺はどのよ うにされているのか、ちょっとお伺いできますでしょうか。
みどり公園課長	基金のPRにつきましては、パンフレットをつくったり、また広報等でお知ら せをしたり、緑に関係するイベントのときに基金箱を設置して、PRに努めてい るという状況です。
D 委員	関連して、よろしいですか。 (2)の普及啓発にゼロ円というのは、これは平成14年から平成28年まで、これ ずっとゼロ円ということは、要するに普及啓発はやらなくていいと思っていらっ しゃるのか、やらなかったのか、それとも別途やっているのでしょうか。 こういうことについては、私は、特に青少年、小学校とか中学校、基本計画に はそういう啓発事業が書いてありますけれども、こういうみどりのところの細か い住民に直結するところも、やはり啓発活動というのが必要だ。特に、寄附に頼 っているとすれば必要だと思っただけなんですけれども、いかがでしょうか。
みどり公園課長	普及啓発でPRする部分につきましては、別途、予算措置がされておりますの で、その経費を使っています。あくまでも、この寄附を使ってPRということは 今までやってきてはいないということのゼロです。
会 長	何となく紛らわしいですね。わざわざゼロ円と書いて。 よろしいですか。

	<p>大規模建築物は、ご存じのとおり、今まで毎回毎回、個別の事案ごとに、かなり詳細なデータでご報告していただいたのですが、今回、まとめて1年間にどうい案件があったかを、総括的に報告いただきました。特に大規模開発、あるいは緑化などにおいて、区がそれに対してどのような対応をしたかということ、1年間、報告をいただいたわけでありませ。</p> <p>ですから、事案自体は、既に終わっているのです。終わったことの報告になります。</p> <p>ただ、終わったことの1件1件というよりも、こういったことが1年間区内で行われているということについて、よく審議会として把握をしておいて、今後の区としての政策に関して、何かお気づきの点があれば、こういった個別案件から評価をしていただきたいなと思ひます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、報告事項は一応聴取を終わったということにさせていただきますが、よろしいですか——ありますか。どうぞ。</p>
G 委 員	<p>この大規模建築等の報告の内容につきまして、次回で結構ですので補足をいただきたいと思ひんですけども、今までの審議会ですと、緑地の面積がどれくらい減ったのかとか、そういう情報があったと思ひんですけども、これを見ますと、ふえたのか減ったのかちょっとわからないので、500あったのが300に減ったとか、樹木の本数はわかるんですけども、今まで100本だった高木が50本になったとか、そのうち保護樹林があったのかなかったのかとか。そんなに詳細なものには要らないですけども、これだけの情報だと、緑化は確かにされておりませけれども、その評価ができませんので、もうちょっと詳しいのがあったほうがいいなと思ひました。</p> <p>以上です。</p>
会 長 みどり公園課長	<p>可能ですか。どうですか。</p> <p>それにつきましては、例えば個別でよろしければお答えするという形でいかがでしょうか。</p> <p>今までそのような資料をつけてつけてということで、今までどおりみたいな流れになってきたのではないかと私は思っているんですけども、例えばこの部分についてどうだったのかというのであれば、個別に対応させていただくというのは、どうなのでしょう。</p>
会 長	<p>要するに、全体としての1年間を通じた評価を事務局としてどうされたという</p>

	<p>ことだと思えます。要するに大規模案件が、9件あった。その結果、一体何が起こったのか、どのような流れになったのかという、評価をしていただきたいという。</p>
みどり公園課長	<p>例えば、このような表の中に樹木が何本あり、そして何本残りとかということの追記みたいな形で、次回出すという形でよろしいですか。</p>
G 委 員	<p>それで結構です。</p>
会 長	<p>確かに、「みどりのマスタープラン」だとか全体計画は全体計画で評価していますので、余り個別と全体を一括して完璧なもので評価しろというのは難しいですね、これ。そこまで求めますか。</p>
G 委 員	<p>いえいえ、この表の追記ぐらいで結構です。</p>
会 長	<p>よろしいですか。じゃ、補足資料ぐらいで対応してください。</p>
	<p>ほか、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
B 委 員	<p>Bです。</p>
	<p>今までの緑のことですと、もう既に終わったものをご報告いただくという形ですが、この審議会では、これから先に緑がなくなる場所については、話題にはすべきではないのかな。</p> <p>というのは、具体的には、阿佐ヶ谷の「櫛屋敷」が、緑がこの先、江戸時代から続いてきた屋敷林が、河北病院と杉一の建てかえによって、ほとんど樹木が伐採される予定だということを聞いているんですけども、なくなるであろう緑について、この審議会では何か言うことはできないものなんでしょうか。</p>
会 長	<p>それは、不可能とは申しません。</p>
	<p>個別案件だったら、それはその他案件として、議論を出していただくことになります。</p>
B 委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>この報告事項はよろしいですか。</p>
	<p>では、報告事項は一応終了したということで、一部追加的に次回対応いただくことがありましたけれども、一応、終わります。</p>
	<p>今日の議事としては、一応、報告事項は終わったのですね。その他のほうも終わりました。</p>
	<p>そうしますと、議題としては終わったのですが、それ以外に、委員のほうから何かございますかという、問いかけをしますから、それに対して言ってください。</p>

B 委員	<p>よろしいですか、どうぞ。</p> <p>では、今から先のことで、これからなくなるであろう緑について、この審議会 でぜひ考えていただきたいと思っているんです。「櫛屋敷」の緑が、河北病院と 杉一小の建てかえによって、ほとんどの緑が伐採されるというふうに伺っている ものですから、江戸時代から続くみどりの保全ということで、何か手はないか、 審議していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>今、そういう話が委員から出たのですが、何か事務局のほうで、それに対する ご説明、あるいは、状況はございますか。</p>
環境課長	<p>今のご趣旨は、個別具体的な話で、おっしゃることはわかるのですが、環境清掃 審議会の所掌事項ではないというふうに判断しております。</p>
会 長	<p>今おっしゃったのが、大規模な計画になるのであれば、さまざま法令に基づい て計画を作り、計画案ができればパブリックコメントなどを実施し、それから区 民の皆様へ、近隣の皆様や区民全体に対していろいろご意見を伺うという仕組み はあります。それは、別のところでありまして、この環境清掃審議会条例に基づ く所掌事項ではありませんので、これから行う計画に対して意見を申し述べると いう立場にこの機関は、持ち合わせていないということをお伝えします。</p>
みどり公園課長	<p>今の話は「みどりの条例」とか、その他の区の施策と関係があるのですか。全 く私的な行為なのですか。</p>
会 長	<p>先ほどの委員のお話は、まちの動きの中で、病院との関係があるという形の話 です。そして、そこのお屋敷につきましては「櫛屋敷」と呼ばれていて、都の旧 跡か天然記念物になっている場所です。</p> <p>みどりのほうでは、みどりの保全という部分は確かにありますので、そのよう な動きがあれば、保全等の働きかけなど残せるものは残してということでの調整 はしてまいりたいと考えています。</p>
B 委員	<p>何かご意見ありますか。</p>
会 長	<p>まず、そこに多分いろいろな生き物が生きていると思うんですね。植物もいろ いろなものが残されているかと思うので、よく調べていただいて、後で取り返し のつかないようなことにならないように保全をしていただければなと思っており ます。</p>
会 長	<p>保全をしたいというのはいいのですが、行政施策として、それがどのような対 象物であり、それに手足が出せるような仕組みがあるのかなのか。これが、こ の審議会との関係でどのような関係になっているのか、少し頭の整理が、私自身</p>

	<p>できていないので、一般的にいいことはいいことですねで終わってしまうので。</p> <p>もう少しきちんとした、もしそれが議論すべきことであるならばしていただきたいと思いますが、事務局のほうで。</p> <p>今の件ですね、お願いします。</p>
I 委員	<p>お気持ちはよくわかるんですけども、杉並区は、例えば保育所をどんどんつくりたいとか、特養の施設をつくりたいと、いろいろなことがありまして、どんどんそういう意味では、緑がなくなっていっていることが、特に多いわけで、個々の案件一つ一つについて、この会議でやるのは、ちょっと違うかな。阿佐ヶ谷のお話もよく聞いております。そのほかにも、すごく貴重なところの計画があったりするのを聞いているんですけども、緑のほうの専門部会のほうで、多分あれするのかな。この環境と、清掃とはちょっと違うかなと思いました。</p>
会 長	<p>そこは、区の中の、いわゆる餅は餅屋といいますけれども、所掌分担でどうする、整理するかというのは、審議会はまだというよりも、むしろ区の整理の仕方であって、ただ、関連する政策として、一応「環境基本計画」にも、みどりというのは一つの柱なので、みどりは関係ないというふうにも、そこまでは割り切れないということですので、そこはどのようにになっているかという説明をちゃんとしていただければ。私は、何となく議論したけれども、何となくよくわからなかったで終わってしまうのは、余りよくないと思います。</p> <p>次回までに、何か説明いただけませんか。別に何かしなきゃいけないということではないと思います。</p>
環境課長	<p>次回、整理します。</p>
会 長	<p>きちんと整理していただければと思います。</p>
環境部長	<p>会長、次回、整理させていただきますが、この審議会の所掌という意味では、先ほど申し上げたとおりですので、それは確認させていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>ほか、よろしいですか。</p>
	<p>では、今日の議題は終わりましたので、最後に事務局のほうで今後のこと等につきまして、ご連絡、お願いします。</p>
環境課長	<p>本日も、さまざまご議論いただきましてありがとうございました。</p> <p>計画改定につきましての部会の設置は、会長と事務局で預からせていただくということを先ほど申し上げましたが、第1回目この検討部会は、4月21日金曜日に実施し、時間については未定ですが、部会が設置されましたら、皆様にはその旨ご案内をしたいと思っております。</p>

<p>環 境 部 長</p>	<p>そして、次回の環境清掃審議会は、7月を予定しています。日程については、調整がついた後、また改めて皆様にご連絡をさせていただきます。</p> <p>最後に、環境部長からご挨拶をいたします。</p> <p>環境部長でございます。</p> <p>本日のご審議、本当にありがとうございました。</p> <p>また4月以降、本日お願いしたとおり、いろいろ忙しくなってきますけれども、ご審議のほう、ご協力お願いしたいと思います。</p> <p>そう申し上げた上で、大変心苦しいのですが、この4月1日付の人事異動で、私、区民生活部長に転任することになりました。この1年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。</p> <p>後任は、現在、区議会事務局長でございます。後日、皆様にご挨拶する機会があるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に1年間、ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>いよいよ部会が始まり、1回につき少し時間をかけてやるということですので、ご協力のほどよろしくお願ひします。</p> <p>以上で終わります。ありがとうございました。</p>